目 平成六年法律第百十七号

次 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

第一章 前文

削除 総則 第 一条・第二条

第一節 援護 通則 (第六条)

第二節

第三節 健康管理 (第七条—第九条) 医療 (第十条―第二十三条の二)

第四節 手当等の支給(第二十四条—第三十 六条)

第四章 第五節 調査及び研究 (第四十条) 福祉事業(第三十七条—第三十九

第七章 第五章 費用 雑則 平和を祈念するための事業(第四十一 (第四十四条—第五十四条) (第四十二条・第四十三条)

兀

由に該当した当時その者の胎児であった者

中での生活をもたらした。 すことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の たとい一命をとりとめた被爆者にも、生涯いや 多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、 れた原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾 昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下さ

兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核 が繰り返されることがないようにとの固い決意 じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講 置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措 被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並び に福祉を図るため、 このような原子爆弾の放射能に起因する健康 原子爆弾被爆者の医療等に

保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策 んがみ、高齢化の進行している被爆者に対する 戦争被害とは異なる特殊の被害であることにか として生じた放射能に起因する健康被害が他の ことのないよう、恒久の平和を念願するととも 意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返される ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当た 我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決 国の責任において、原子爆弾の投下の結果 あわせて、 国として原子爆弾による死

> 没者の尊い犠牲を銘記するため、 定する。 この法律を制

第一章 総則

第一条 健康手帳の交付を受けたものをいう。 各号のいずれかに該当する者であって、 この法律において「被爆者」とは、 被爆者 次の

くは長崎市の区域内又は政令で定めるこれら 原子爆弾が投下された時から起算して政令 |隣接する区域内に在った者 原子爆弾が投下された際当時の広島市若し

された際又はその後において、身体に原子爆一 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下 で政令で定める区域内に在った者 で定める期間内に前号に規定する区域のうち

弾の放射能の影響を受けるような事情の下に あった者 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事

第二条 その現在地とする。)の都道府県知事に申請し (被爆者健康手帳) 被爆者健康手帳の交付を受けようとする その居住地 (居住地を有しないときは、 2

2 のは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるあって、国内に居住地及び現在地を有しないも ことができる。 ところにより、その者が前条各号に規定する事 由のいずれかに該当したとする当時現に所在し なければならない。 ていた場所を管轄する都道府県知事に申請する 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者で

3 に該当すると認めるときは、その者に被爆者健基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれか 都道府県知事は、前二項の規定による申請に 康手帳を交付するものとする。

.関し必要な事項は、政令で定める。 前三項に定めるもののほか、被爆者健康手帳 第二章

第三条から第五条まで 第三章 援護 削除

第一節 通則

世界に訴え続けてきた。

(援護の総合的実施)

に福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島第六条 国は、被爆者の健康の保持及び増進並び 第二節 健康管理 する援護を総合的に実施するものとする。 市及び長崎市と連携を図りながら、被爆者に対

(健康診断)

第七条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、 厚生労働省令で定めるところにより、 を行うものとする。 健康診断

第八条 都道府県知事は、

れを保存するものとする。 作成し、かつ、厚生労働省令で定める期間、 診断を行ったときは、健康診断に関する記録を ے

第九条 都道府県知事は、第七条の規定による健 康診断の結果必要があると認めるときは、当該 健康診断を受けた者に対し、 ものとする。 必要な指導を行う

第三節 医療

(医療の給付)

第十条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に 合に限る。 を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療 起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療 受けているため現に医療を要する状態にある場 その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を 子爆弾の放射能に起因するものでないときは、 の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原

おりとする。 次のと

診察

薬剤又は治療材料の支給

医学的処置、 手術及びその他の治療並びに

兀 伴う世話その他の看護 居宅における療養上の管理及びその療養に

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴 う世話その他の看護

3

機関(以下「指定医療機関」という。)に委託 臣が第十二条第一項の規定により指定する医療 して行うものとする。 第一項に規定する医療の給付は、厚生労働大

第十一条 労働大臣の認定を受けなければならない。 疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生 けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は 前条第一項に規定する医療の給付を受

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっ う。) で政令で定めるものの意見を聴かなけれ 年法律第百二十号)第八条に規定する機関をい ては、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三 爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しない ばならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子 ことが明らかであるときは、この限りでない。

(健康診断に関する記録)

前条の規定により健康 る病院若しくは診療所(これらに準ずるものと

3

2

前項に規定する医療の給付の範囲は、

第十四条 る。 は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によ は、健康保険の診療方針及び診療報酬

2 厚生労働大臣の定めるところによる。 適当としないときの診療方針及び診療報酬は、 よることができないとき又はこれによることを 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例に

ができる診療報酬の額を決定することができ 指定医療機関が前条の規定により請求すること 内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、 (診療報酬の審査及び支払)

ならない。 規定による診療報酬の額の決定に従わなけれる指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前項 指定医療機関は、厚生労働大臣が行う前

険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療 十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保 支払基金法 (昭和二十三年法律第百二十九号) 酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬 に関する審査機関の意見を聴かなければならな に定める審査委員会、国民健康保険法 厚生労働大臣は、第一項の規定による診療 (昭和三

4 に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支 玉

(医療機関の指定)

第十二条 得て、第十条第一項に規定する医療を担当させ 厚生労働大臣は、 その開設者の同意を

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設

して政令で定めるものを含む。)又は薬局を指

けて、その指定を辞退することができる。 れる理由があるときは、厚生労働大臣は、 当させるについて著しく不適当であると認めら 定医療機関に第十条第一項に規定する医療を担 とき、担当医師に変更があったとき、その他指 指定を取り消すことができる。 指定医療機関が次条第一項の規定に違反した その

(指定医療機関の義務)

第十三条 指定医療機関は、厚生労働大臣の定め を担当しなければならない。 るところにより、第十条第一項に規定する医療

従わなければならない。 療を行うについて、厚生労働大臣の行う指導に 指定医療機関は、第十条第一項に規定する医

(診療方針及び診療報酬)

第十五条 厚生労働大臣は、指定医療機関の診療

3 V)

める者に委託することができる。 民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定

いては、審査請求をすることができない。 第一項の規定による診療報酬の額の決定につ

第十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定に る場合における当該電磁的記録を含む。)を検れるものをいう。)の作成又は保存がされてい 認識することができない方式で作られる記録で的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 査させることができる。 あって、電子計算機による情報処理の用に供さ (その作成又は保存に代えて電磁的記録 (電子 の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類 該職員をして指定医療機関についてその管理者 関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当 よる審査のため必要があるときは、指定医療機

きは、厚生労働大臣は、当該指定医療機関に対 する診療報酬の支払を一時差し止めることがで は虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだと 前項の規定による報告の求めに応ぜず、若しく

(医療費の支給)

第十七条 厚生労働大臣は、被爆者が、緊急その 得ない理由により同条第一項の規定によらない 他やむを得ない理由により、指定医療機関以外 る。ただし、現に要した費用の額を超えること とができる診療報酬の例により算定した額とす 十四条の規定により指定医療機関が請求するこ で行われたものであるときも、同様とする。 た場合において、当該医療が緊急その他やむを 療機関から同条第二項各号に掲げる医療を受け 療費を支給することができる。被爆者が指定医 同条第一項に規定する医療の給付に代えて、 た場合において、必要があると認めるときは、 の者から第十条第二項各号に掲げる医療を受け 前項の規定により支給する医療費の額は、第 の規定による一部負担金に相当する額とし、当 各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律 ときは、当該療養の給付に関する当該社会保険 る医療に関する給付として行われたときは、当規定により国若しくは地方公共団体の負担によ る療養の給付を受け、又は受けることができた 若しくは高齢者の医療の確保に関する法律によ 給付の額を控除した額(その者が社会保険各法 該医療に要した費用の額から当該医療に関する けることができたとき、又は当該医療が法令の 定により医療に関する給付を受け、若しくは受 号)若しくは独立行政法人日本スポーツ振興セ 律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百 ンター法(平成十四年法律第百六十二号)の規

帳簿書類その他の物件の提示を命じ、 職員をして質問させることができる。 った医療に関し、報告若しくは診療録若しくは 行った者又はこれを使用する者に対し、その行 を支給するため必要があるときは、当該医療を 厚生労働大臣は、第一項の規定により医療費 又は当該 2

るものとする。

前条第二項の規定は、前項の医療に要した費

(一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は 疾病(第十条第一項に規定する医療の給付を受 3

負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事 けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、 疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受け 緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般 ら第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は が次条第一項の規定により指定する医療機関 先天性疾病及び厚生労働大臣の定めるその他の (以下「被爆者一般疾病医療機関」という。) か 4 限度において、その者が当該医療に関し当該医

済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他 法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年 三十七年法律第百五十二号)(以下この条にお の法律において準用し、又は例による場合を含 第七十三号)、国民健康保険法、国家公務員共 ることができる。ただし、その者が、当該負傷 用の額を限度として、一般疾病医療費を支給す む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和 たときは、その者に対し、当該医療に要した費 5 ものとみなす。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十九条 都道府県知事は、その開設者の同意を 薬局を指定する。 るものとして政令で定めるものを含む。)又は とができる病院若しくは診療所(これらに準ず 得て、前条第三項の規定による支払を受けるこ

3 きる。 告期間を設けて、その指定を辞退することがで 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に

|第二十条 | 厚生労働大臣は、第十八条第三項の規 に関する審査機関の意見を聴かなければならな 険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療 査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保 ては、社会保険診療報酬支払基金法に定める審 定による支払をなすべき額を決定するに当たっ

2 者に委託することができる。 国は、第十八条第三項の規定による支払に関

きは、当該医療に関する給付について行われた

実費徴収の額とする。)の限度において支給す の負担による医療の現物給付として行われたと 該医療が法令の規定により国又は地方公共団体

受けた場合においては、厚生労働大臣は、一 用の額の算定について準用する。 疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を

被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があった り、当該医療機関に支払うことができる。 療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わ 前項の規定による支払があったときは、当該

関する法律の規定による被保険者又は組合員で するまでは、支払うことを要しない。 が第三項の規定による支払をしない旨の決定を 定にかかわらず、当該医療に関し厚生労働大臣 各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規 機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険 医療の確保に関する法律の規定により当該医療 ける場合には、当該社会保険各法又は高齢者の ある被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病 について被爆者一般疾病医療機関から医療を受 社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上の予

号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九 号)、介護保険法(平成九年法律第百二十三 の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十 いて「社会保険各法」という。)、高齢者の医療

号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法

きは、その指定を取り消すことができる。 著しく不適当であると認められる理由があると 前条第三項の規定による支払を受けるについて

康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健 (報告の請求等)

| の規定による支払のため必要がある場合に、第第二十一条 第十六条の規定は、第十八条第三項 の規定による支払のため必要がある場合に、 するについて必要がある場合に、それぞれ準用 -七条第三項の規定は、一般疾病医療費を支給

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為に 費の支給は、行わない。 ときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療 より、又は故意に負傷し、又は疾病にかかった

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不 若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由 きる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、 支給は、その全部又は一部を行わないことがで 行跡によって負傷し、又は疾病にかかったとき がなく療養に関する指示に従わなかったとき は、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の も、同様とする。

(政令への委任)

十一条の規定による認定、指定医療機関及び被第二十三条の二 この節に定めるもののほか、第 政令で定める。 爆者一般疾病医療機関について必要な事項は、

第四節 手当等の支給

(医療特別手当の支給)

|第二十四条 | 都道府県知事は、第十一条第一項 認定を受けた者であって、当該認定に係る負傷 当を支給する。 又は疾病の状態にあるものに対し、医療特別手

2 受けなければならない。 該当することについて、都道府県知事の認定を 受けようとするときは、 前項に規定する者は、医療特別手当の支給を 同項に規定する要件に

3 百円とする。 のとし、その額は、一月につき、十三万五千四 医療特別手当は、月を単位として支給するも

なくなった日の属する月で終わる。 翌月から始め、第一項に規定する要件に該当した者が同項の認定の申請をした日の属する月の (特別手当の支給) 医療特別手当の支給は、第二項の認定を受け

第二十五条 都道府県知事は、第十一条第一項 いる場合は、この限りでない。 ただし、その者が医療特別手当の支給を受けて 認定を受けた者に対し、特別手当を支給する。

2 なければならない。 することについて、都道府県知事の認定を受け ようとするときは、同項に規定する要件に該当 前項に規定する者は、特別手当の支給を受け

3 4 し、その額は、一月につき、五万円とする。 が同項の認定の申請をした日の属する月の翌月 特別手当は、月を単位として支給するものと 特別手当の支給は、第二項の認定を受けた者

(原子暴単小頂記手当の支給)なった日の属する月で終わる。 から始め、第一項に規定する要件に該当しなく

原子爆弾小頭症手当の支給

(健康管理手当の支給)

第二十七条 都道府県知事は、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働能の影響によるものでないことが明らかである能の影響によるものでないことが明らかである能の影響によるものでないことが明らかである能の影響によるものでないことが明らかであるを受けている場合は、この限りでない。

受けなければならない。

受けなければならない。

ではいったするときは、同項に規定する要件に受けようとするときは、同項に規定する要件に受けなければならない。

る。 その該当しなくなった日)の属する月で終わ

健手当の支給)

第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原子院であった者に対し、保健手当を支給する。た児であった者に対し、保健手当を支給する。た別であった者に対し、保健手当を支給する。た別であった者に対し、保健手当を支給する。た別であった者では、被爆者のうち、原第二十八条 都道府県知事は、被爆者のうち、原

なければならない。前項に規定する者は、保健手当の支給を受けようとするときは、同項に規定する要件に該当ようとするととは、同項に規定する要件に該当なければならない。

者いことが明らかであるものを除く。) があるいことが明らかであるものを除く。) がある(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでな(原子爆弾の傷管で定める範囲の身体上の障害

から始め、第一項に規定する要件に該当しなくから始め、第一項に規定する要件に該当しなくいずれもいない七十歳以上の者であって、その者と同居している者がいないものの者と同居している者がいないものの者と同居している者がいないものの者と同居している者がいないものの者と同様の事情にある者を含む。第二 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実

・ 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただ ・ 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただ ・ 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただ

(葬祭料の支給)

なった日の属する月で終わる。

(手当額の自動改定) (手当額の自動改定) (手当額の改定は、その該当しなくなった日健手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の認定を受けた者が第三項ただし書に

ては、総務省において作成する年平均の全国消この条において単に「手当」という。)につい小頭症手当、健康管理手当及び保健手当(以下第二十九条 医療特別手当、特別手当、原子爆弾

平成五年(この項の規定による手当の額の改定の措置は、の措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は「いるに至った場合においては、その上昇し、又には低下した比率を基準として、その翌年の四月は低下した比率を基準として、その翌年の四月は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。

第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二(届出)

2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、介護手当の支給)

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であって、原生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、たの者(その精神上又は身体上の障害が重めるところにより、介護手当を支給する。ただも、その者(その精神上又は身体上の障害が重されるところにより、介護手当を支給する。ただも、その者(その精神上又は身体上の障害が重される費用を支出しないで介護を受けている期間にも、このでは、この限りでない。

第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡した第三十二条 都道府県知事は、政令で定めるときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるとないことが明らかである場合は、するとが明らかである場所のである。

(特別葬祭給付金)

を支給する。 かっぱいでは、特別葬祭給付金がに該当する者(次項において「死亡者」とい第三十三条 被爆者であって、次の各号のいずれ

つ昔置ぶ構とうしていきよ、宜丘つ省亥昔置ぶ ここ 宮口町「四三四門」「日かっ宮口町」に三し平成五年(この項の規定による手当の額の改定 第一条各号に掲げる者費者物価指数(以下「物価指数」という。)が 1 昭和四十四年三月三十一日以前に死亡した

一 昭和四十四年四月一日から昭和四十九年九日三十日までの間に死亡した第一条各号に掲げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、げる者(当該死亡した者の葬祭を行う者が、けるましたする特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措十三年法律第五十三号。以下「旧原爆特別措置に関する法律(昭和四十九年九月三十日から昭和四十九年九月三十日がら昭和四十九年九月三十日が、日本の間が、「日本の間では、「日本の同じは、「日本の目が、日本の同じには、「日本の同じには、「日本の同じは、「日本のいは、「日本のいは、「日本の同じは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のいは、「日本のは、「日本

姉妹とする。おける配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟おける配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟に前項の遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時に

2

4 前項の請求は、厚生労働省令で定めるところて、厚生労働大臣が行う。 て、厚生労働大臣が行う。 3 特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定

4 前項の請求は、厚生労働省令で定めるところ4 前項の請求は、厚生労働省令で定めるところ

し、二年以内に償還すべき記名国債をもって交第三十四条 特別葬祭給付金の額は、十万円と(特別葬祭給付金の額及び記名国債の交付)(特別葬祭給付金は、これを支給しない。 前項の期間内に第三項の請求をしなかった者

きる。要な金額を限度として国債を発行することがですが強を限度として国債を発行することがでもが現の規定により交付するため、政府は、必付する。

する。
3 前項の規定により発行する国債は、無利子と

設定その他の処分をすることができない。は、政令で定める場合を除き、譲渡、担保権の4 第二項の規定により発行する国債について

令で定める。 より発行する国債に関し必要な事項は、財務省 が発行する国債に関し必要な事項は、財務省 が発行に定めるもののほか、第二項の規定に

(国債の償還を受ける権利の承継)

第三十五条 前条第一項に規定する国債の賞還金の支払又は同項に別上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであった同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債のご名変更の請求は、全員のためにその全額での記名変更の請求は、全員のためにその全額が死亡した場合において、同順位の相続人が二につきしたものとみなし、その一人のした当該死亡した同項に規定する国債の記名者

たものとみなす。 に規定する国債の記名変更は、全員に対してし

第三十六条 削除

第五節 福祉事業

第三十七条 都道府県は、被爆者の心身の健康に 関する相談、被爆者の居宅における日常生活に 応ずる事業を行うことができる。 関する相談その他被爆者の援護に関する相談に

うことができる。 日常生活を支援するため、次に掲げる事業を行 (居宅生活支援事業) 都道府県は、被爆者の居宅における

せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むものにつき、その者の居宅において入浴、排 があるために日常生活を営むのに支障がある のに必要な便宜を供与する事業 があるために日常生活を営むのに支障がある 被爆者であって、精神上又は身体上の障害 被爆者であって、精神上又は身体上の障害

その他の理由により、居宅において介護を受三 被爆者であって、その介護を行う者の疾病 通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練その他ものを、都道府県知事が適当と認める施設に の便宜を供与する事業 道府県知事が適当と認める施設に短期間入所 けることが一時的に困難となったものを、都

第三十九条 都道府県は、精神上若しくは身体上 を行うことができる。 認める施設に入所させ、 護する者の申出により、 困難なものを、当該被爆者又はその者を現に養 者であって、居宅においてこれを受けることが 又は環境上の理由により養護を必要とする被爆 都道府県知事が適当と 必要な養護を行う事業

第四章 調査及び研究

(調査及び研究

第四十条 国は、原子爆弾の放射能に起因する身 究」という。)の推進に努めなければならない。 の一部を補助することができる。 人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用 るものに対し、予算の範囲内において、当該法 研究(次項において「原爆放射能影響調査研 体的影響及びこれによる疾病の治療に係る調査 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図る 原爆放射能影響調査研究を主たる目的とす 公益社団法人又は公益財団法人であっ

> (平和を祈念するための事業) 第五章 平和を祈念するための事業

第四十一条 国は、広島市及び長崎市に投下され 死没者に対する追悼の意を表す事業を行う。 代の国民への継承を図り、及び原子爆弾による 惨禍に関する国民の理解を深め、その体験の後 かつ、恒久の平和を祈念するため、原子爆弾の た原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記し、

第六章 費用

第四十二条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁 とする。 (都道府県の支弁)

う事務の処理に要する費用 手当、健康管理手当、保健手当、介護手当及 に基づく命令の規定により都道府県知事が行 び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症

二 第三十七条から第三十九条までの規定によ り都道府県が行う事業に要する費用

(国の負担等)

第四十三条 国は、政令で定めるところにより、 を当該都道府県に交付する。 号に掲げる費用(介護手当に係るものを除く。) 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一

2 負担する。 の処理に要する費用についてはその二分の一を る費用のうち、介護手当の支給に要する費用に 定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げ ついてはその十分の八を、介護手当に係る事務 国は、政令で定めるところにより、前条の規

させ、必要な養護を行う事業

3 きる。 第二号に掲げる費用の一部を補助することがで し、前条の規定により都道府県が支弁する同条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対

第七章

(譲渡又は担保の禁止)

第四十四条 この法律に基づく給付を受ける権利 い。
は、譲り渡し、又は担保に供することができな

(差押えの禁止)

|第四十五条 この法律に基づく給付を受ける権利 押さえることができない。 及び第三十四条第一項に規定する国債は、 (非課税) 差し

|第四十六条 租税その他の公課は、この法律に基 づく給付として支給を受けた金品を標準とし て、課することができない

ことができる

2 に関する書類には、印紙税を課さない。 第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借 (不正利得の徴収) 特別葬祭給付金に関する書類及び第三十四条

第四十七条 偽りその他不正の手段によりこの法 2 れた場合にあっては、都道府県知事)は、国税 労働大臣(当該給付が都道府県知事により行わ律に基づく給付を受けた者がある場合は、厚生 は、国税及び地方税に次ぐものとする。 の全部又は一部を徴収することができる。 徴収の例により、その者から、当該給付の価額 (戸籍事項の無料証明) 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

第四十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二 とができる。 これらの者の戸籍に関し、無料で証明を行うこ 項の指定都市においては、区長又は総合区長と 年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 て、当該市町村の条例で定めるところにより、 十三条第一項に規定する遺族である者に対し する。)は、第二十四条第一項、第二十五条第 しくは第二十八条第一項に規定する者又は第三 項、第二十六条第一項、第二十七条第一項若 除くほか、この法律の実施のための手続その他第五十二条 この法律に特別の規定があるものを

第四十九条 この法律の規定(第六条、第五十一 み替えるものとする。 は長崎市については、「市長」又は「市」と読知事」又は「都道府県」とあるのは、広島市又 条及び第五十一条の二を除く。)中 (不服申立て) 「都道府県

第五十条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者健 介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分に 子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、 康手帳の交付又は医療特別手当、特別手当、原 生労働大臣に対して再審査請求をすることがで きる ついての審査請求の裁決に不服がある者は、厚

2 り、厚生労働大臣に対して再々審査請求をする 又は行政機関の長がその委任に基づいてした処 又は支給に関する処分をする権限をその補助機 七の四第五項から第七項までの規定の例によ 決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十 分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二 長に委任した場合において、委任を受けた職員 関である職員又はその管理に属する行政機関の 項の再審査請求の裁決があったときは、 広島市又は長崎市の長が前項に規定する交付 当該裁

第五十一条 この法律に規定する厚生労働大臣 権限に属する事務の一部は、政令で定めるとこ (都道府県等が処理する事務)

第五十一条の二 この法律(第三章第五節、 されている事務は、地方自治法第二条第九項第 府県並びに広島市及び長崎市が処理することと 章及び第四十八条を除く。)の規定により都道 崎市長が行うこととすることができる。 ろにより、都道府県知事並びに広島市長及び長

第五十一条の三 この法律に規定する厚生労働大 り、地方厚生局長に委任することができる。 臣の権限は、厚生労働省令で定めるところによ (権限の委任)

一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(省令への委任) 地方厚生支局長に委任することができる。 権限は、厚生労働省令で定めるところにより、 前項の規定により地方厚生局長に委任された

で定める。

その執行について必要な細則は、厚生労働省令

(広島市及び長崎市に関する特例)

第五十三条第七条に規定する健康診断、 罰金に処する。 たときは、一年以下の懲役又は三十万円以下 の実施の事務に従事した者が、その職務に関し て知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らし に規定する指導又は第三十七条に規定する事業 第九条

第五十四条 第十条第二項各号に掲げる医療を行 若しくは虚偽の答弁をしたときは、 員の質問に対して正当な理由がなく答弁せず、 をし、又は第十七条第三項の規定による当該職 理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告 書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な の規定により報告若しくは診療録若しくは帳簿 項(第二十一条において準用する場合を含む。) った者又はこれを使用する者が、第十七条第三 の過料に処する。 十万円以下

附

第一条 この法律は、平成七年七月 (国債の発行の日) 「施行日」という。)から施行する。

第二条 第三十四条第二項に規定する国債の の日は、平成七年八月一日とする 発行

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律 次に掲げる法律は、廃止する。

昭

和三十二年法律第四十一号) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する

に伴う経過措置 (原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の廃止

第四条 この法律の施行の際現に前条の規定によ をしている者に係る当該申請は、第二条第一項一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請 の規定による被爆者健康手帳の交付の申請とみ 律(以下「旧原爆医療法」という。) 第三条第 る廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法

三項の規定により交付された被爆者健康手帳と により交付された被爆者健康手帳は、第二条第 施行日前に旧原爆医療法第三条第二項の規定

第五条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第 委員とみなす。 る者は、第四条第二項の規定により任命された 十六条第二項の規定により任命された委員であ 前項の委員の任期は、旧原爆医療法第十六条

健康診断に関する記録の作成及び当該記録の保 第二項の規定により任命された日から、 旧原爆医療法第四条の規定により行った 起算す

従前の例による。 第一項に規定する医療の給付については、 存については、なお従前の例による。 施行日前に行われた旧原爆医療法第七条 なお

第八条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第 機関とみなす。 第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療 る被爆者一般疾病医療機関であるものについて 又は旧原爆医療法第十四条の二第一項に規定す 七条第三項に規定する指定医療機関であるもの 第十条第三項に規定する指定医療機関又は

第九条 この法律の施行の際現に旧原爆医療法第 認定を受けた者とみなす。 に係る負傷又は疾病について第十一条第一項の八条第一項の認定を受けている者は、当該認定 2

爆医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾 療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧原

施行日前に行われた医療に係る旧原爆医

病医療費の支給については、 なお従前の例によ

律の廃止に伴う経過措置) (原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法

第十一条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措 二項若しくは第三項ただし書の認定を受けた者 とみなす。 条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第 当、健康管理手当又は保健手当の支払を一時差 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手 第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若 置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の一 二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六 し止められている者を除く。)は、それぞれ第 (旧原爆特別措置法第七条第二項の規定により しくは第三項ただし書の認定を受けている者

2 二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者と かかわらず、平成七年七月から始める。 項、第二十五条第四項、第二十六条第四項、第 理手当又は保健手当の支給は、第二十四条第四 手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管 みなされた者に対するこの法律による医療特別 五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第 前項の規定により第二十四条第二項、第二十 一十七条第五項及び第二十八条第四項の規定に

3 その者が旧原爆特別措置法第五条第二項の認定 当の支給は、同条第五項の規定にかかわらず、 で終わる。 っては、その該当しなくなった日)の属する月 項に規定する要件に該当しなくなった場合にあ 日(その期間が満了する日前に第二十七条第一 第三項の規定により定められた期間が満了する の申請をした日から起算してその者につき同条 を受けた者とみなされた者に対する健康管理手 第一項の規定により第二十七条第二項の認定

第十二条 この法律の施行の際現に旧原爆特別措 第三項ただし書の認定の申請とみなす。 置法第二条第二項、第三条第二項、第四条の二 項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第 者に係る当該申請は、それぞれ第二十四条第二 第二項、第五条第二項又は第五条の二第二項若 しくは第三項ただし書の認定の申請をしている 一十七条第二項又は第二十八条第二項若しくは

された申請により第二十四条第二項、第二十五 条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二 項又は第二十八条第二項の認定を受けた者に係 前項の規定によりこの法律による申請とみな 第十九条 この附則に規定するもののほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定

3 の旧原爆特別措置法による保健手当の額は、旧日の属する月の翌月から平成七年六月までの間だし書の認定を受けた者に係る当該申請をした る平成七年六月以前の月分の医療特別手当、 書の認定の申請とみなされた申請により同項た る医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手 び保健手当は、それぞれ旧原爆特別措置法によ 第一項の規定により第二十八条第三項ただし 健康管理手当及び保健手当とみなす。 原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及

第十三条 平成七年六月以前の月分の旧原爆特別 給については、前条第三項の規定を適用する場 弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の支措置法による医療特別手当、特別手当、原子爆 合を除き、なお従前の例による。 定する額とする。 原爆特別措置法第五条の二第三項ただし書に規

第十五条 施行日前に受けた介護に係る旧原爆特 第十四条 この法律の施行前に旧原爆特別措置法 別措置法第八条に規定する介護手当の支給につ 十条第一項の規定によりされた届出とみなす。 第七条第一項の規定によりされた届出は、第三 いては、なお従前の例による。

第十六条 別措置法第九条の二に規定する葬祭料の支給に ついては、なお従前の例による。 施行日前に死亡した者に係る旧原爆特

第十七条 原子爆弾が投下された際第一条第一号 に在った者又はその当時その者の胎児であったに規定する区域に隣接する政令で定める区域内 者は、当分の間、第七条の規定の適用について は、被爆者とみなす。 (健康診断の特例)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの 対する罰則の適用については、なお従前の例にる場合におけるこの法律の施行後にした行為に 法律の附則において従前の例によることとされ (罰則に関する経過措置)

2 旧原爆医療法第六条に規定する指導の実施の事 に規定する指導の実施の事務に従事した者がそ いては、第七条に規定する健康診断及び第九条 の秘密をこの法律の施行後に漏らした場合にお 務に従事した者がその職務に関して知り得た人 (その他の経過措置の政令への委任) のとみなして、第五十三条の規定を適用する。 旧原爆医療法第四条に規定する健康診断及び 職務に関して知り得た人の秘密を漏らしたも

> 号 附 則 (平成八年六月一四日法律第八二

(施行期日)

第一条この法律は、 する。 (平成九年一二月一七日法律第一 平成九年四月一日から施行

する。 この法律は、 介護保険法の施行の日から施行

二四号)

抄

七号) 附 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 Iから: 当施

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 九項及び第十項の改正規定 (同法附則第十項。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 百二条の規定 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 第一条中地方自治法第二百五十条の次に 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 の法律に規定するもののほか、この法律の施行 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。)の施行前に 規定については、当該各規定。以下この条及び

の行為又は申請等の行為とみなす。 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行 料にの条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の条において「申請等の行為」という。)で、 に別の答明に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含まる。のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る。のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 るこの法律の施行の日以後における改正後 第百本 という。)で、 に別の答案を行うべき者が異なることとなるも するのたれぞれの法律の相当規定によりされた処分等 に別の行為又は申請等の行為とみなす。 第二百 を記述されている許可等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の目前にその手規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続をしなければならない事項についてその手続をしなければならない事項についてその手続をしなければならない事項についてその手続をしなければならない事項についてその手続をしなければなないものとみなして、この法律の施行の目前にその手続がされている。

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分庁の上級行政庁(以下この条において「処分庁」という。)が下この条において「処分庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において「上級行政庁」という。)が下この条において、当該処分をした行政庁(以下であったものに行政庁の上級行政庁」という。

(手数料に関する経過措置)

改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を百六十二条 施行日前においてこの法律による

る日から施行する。

による。 に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例料については、この法律及びこれに基づく政令料については、この法律及びこれに基づく政令含む。)の規定により納付すべきであった手数

(罰則に関する経過措置)

する罰則の適用については、なお従前の例によずる罰則の適用については、なお従前の例によりる。

(その他の経過措置の政令への委任)

(検討) 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 第百六十四条 この附則に規定するもののほか、

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号第二百五十条 新地方自治法に妻づいて、経済情勢の推では、地方分権を推進する観点から検討を加ては、地方分権を推進する観点から検討を加て、適宜、適切な見直しを行うものとする。え、適宜、適切な見直しを行うものとする。え、適宜を助かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、で事業を自主的かつ自治法第二条第九項第一号第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号

〇二号) 抄 明 (平成一一年七月一六日法律第一必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法に、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成十一年法律第八十八号)の施行の日か第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法

(別に定める経過措置) 条の規定 公布の日 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十 一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第

置は、別に法律で定める。 電は、別に法律で定める。 第三十条 第二条から前条までに規定するものの

一六〇号) 抄 別 (平成一一年一二月二二日法律第

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めは、平成十三年一月六日から施行する。ただ第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)(施行期日)

に対 第千三百四十四条の規定 公布の日 の例 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 人口系第二項、第千三百二十六条第二項及び政子炉の規制に関する法律の一部を改正政令 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正政・ 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質

八号) 抄附 則 (平成一四年七月三一日法律第九

(施行期日)

各号に定める日から施行する。する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行

の規定 公布の日 (別表第一から別表第四までの規定 公布の日) 並びに附則第二十八条第二項、第 を含む。) 並びに附則第二十八条第二項、第 の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第三十八条 施行目前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なおした行為に対する罰則の規定によりなお従前の例によることとされる場合という。

(その他の経過措置の政令への委任)

める。 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定代罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置第三十九条 この法律に規定するもののほか、公

(罰則に関する経過措置)

一六二号) 抄附 則 (平成一四年一二月一三日法律第

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

一日から第十六条までの規定が成十五年十月から第十六条までの規定が成十五年十月が別第九条から第十一条まで及び第十四条

五〇号) 抄附 則 (平成一六年一二月一日法律第一

(施行期日)

行する。 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施

(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇則の適用については、なお従前の例による。第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

日から施行する。 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

三号) 抄附 則 (平成一八年六月二一日法律第八

(施行期日)

一 第十条並びに附則第四条、第三十三条かられぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施

四、第三条、第七条、第十三条、第十六条、第四、第三条、第七条、第十三条、第十六条、第二及び三 略 一条から第百三十三条までの規定 公布の日

項、第百五条、第百二十四条並びに第百三十第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二

第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ第百三十一条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する法律の規定の失効前にした行為に対する方法律の規定の失効前にした行為に対する法律の規定の失効前にした行為に対する法律の規定の失効前にした行為に対する法律の規定の失効前にした行為に対するとの対象を対しては、当該各規定。以下同じ。)

第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれ等百三十二条 この法律の規定によってした処分、の条において同じ。)の規定によってした処分、の条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下こでれぞれの法律の相当の規定によってした処分、それぞれの法律の相当の規定によってした処分、とみなす。

の規定により届出その他の手続をしなければな 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

当の規定により手続がされていないものとみな除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを して、改正後のそれぞれの法律の規定を適用す 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定す 過措置は、政令で定める。 るもののほか、この法律の施行に伴い必要な経

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、在 内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地して行う医療に要する費用の支給について、国 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと における医療の実情等を踏まえて検討を行い、 在地を有しないものをいう。以下同じ。)に対 外被爆者(被爆者であって国内に居住地及び現

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす の認定の申請の在り方について検討を行い、そ 爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十一条 在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、

号 則 抄 (平成二三年六月二二日法律第七

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災 附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二 。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに 条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第 を第四章の二とする改正規定及び同法第四十 第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三 に対処するための特別の財政援助及び助成に 項若しくは」を削る部分に限る。)に限る 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法

> までの規定 規定に限る。)及び第五十条から第五十二条 削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正 則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を 関する法律(平成二十三年法律第四十号)附 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と 行の状況について検討を加え、必要があると認 めるときは、その結果に基づいて所要の措置を 講ずるものとする。 して、この法律の規定による改正後の規定の施

(罰則に関する経過措置)

2

第五十一条 この法律 (附則第一条第一号に掲げ の例による。 行為に対する罰則の適用については、 る規定にあっては、当該規定)の施行前にした なお従前

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。) は、政令で定める。

附則 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日) 四号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

号) 附則 抄 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 施行する。

九号) 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十 る。 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す

(経過措置の原則)

|第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 ついての不服申立てであってこの法律の施行前 にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法 (訴訟に関する経過措置) に係るものについては、この附則に特別の定め

|第六条 この法律による改正前の法律の規定によ り不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その

> 起については、なお従前の例による。 される場合にあっては、当該他の不服申立てを 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す の他の行為を経た後でなければ提起できないと いこととされる事項であって、当該不服申立て この法律の規定による改正前の法律の規定

取消しの訴えの提起については、なお従前の例を提起することができないこととされるものの 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。)により異議申立てが提起 による。 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え (前条の規定によりなお従前の例によることと

3 他の行為の取消しの訴えであって、この法律の 施行前に提起されたものについては、なお従前 の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に なお従前の例による。 後にした行為に対する罰則の適用については、 よることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるものの める。 ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

号 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 第五百九条の規定 当

公布の日